

文学博士佐伯有清君の『新撰姓氏録の研究 考証篇』

に対する授賞審査要旨

『新撰姓氏録』は弘仁六年（八一五）萬多親王等が嵯峨天皇の勅を奉じて撰録した畿内在住諸氏族の出自や経歴に関する台帳であつて、姓氏の研究にはもとより、広く古代史一般の史料として欠くことのできない古典である。これについては栗田寛博士が明治三十三年に著わした『新撰姓氏録考証』が、信頼するに足る注釈書として長い間行われたが、戦後学界の進歩に対応できない点多々見出されるに至つた。佐伯君は夙にこの書の研究に従い、昭和三十七年から三十八年にかけて『新撰姓氏録の研究 本文篇』『同 研究篇』の二冊を公刊した。本文篇は十九種の写本、八種の刊本、九種の国学者の校合本を集めて、新たに姓氏録の校訂本を作製し、研究篇は姓氏録に関する従来の研究を批判し、諸疑点を解明して、新見解を述べたものである。

この書は『新撰姓氏録』についての画期的な研究と評価されたが、著者はその後もこれについての研鑽を怠らず、姓氏録の本文について逐語的な解釈を試み、二十年間の苦心の末、五十六年十二月より五十八年八月にかけて『新撰姓氏録の研究 考証篇』（第一―第六）六冊の大著を刊行した。

考証篇は本文篇の校訂本を基として、姓氏録所載一一八二氏の各々について、読み下し文を掲げ、氏名の語源、先祖の由来、氏族の分布、氏人のひとりひとりの動静を、知られる限りの史料を駆使して詳記したものである。

考証篇第一冊は、序論として「新撰姓氏録研究拾遺」と題し、先に刊行した本書研究篇の遺漏を補う。姓氏録の現行本はすべて抄録本であるために、原本の形は逸文によって推定する外はない。著者はこれまで知られた逸文のあらゆるものを挙げて、適切な整理を施し、それから原本の構成がいかなる形であったかを推測する。次に『新撰姓氏録』の諸本について、本文篇刊行以後に披読し得た諸写本五種、校合本六種、刊本二種を説明する。それより考証の本文に入り、上表文・序文・第一巻と、第二巻の左京皇別上の部について注釈を施す。

以下第二冊は第三巻左京皇別下より第十巻和泉国皇別まで、第三冊は第十一巻左京神別上より第十六巻山城国神別まで、第四冊は第十七巻大和国神別より第二十一巻左京諸著上まで、第五冊は第二十二巻左京諸著下より第二十八巻河内国諸著まで、第六冊は第二十九巻和泉国諸著より第三十巻未定雑姓までを収め、最後に逸文を載せる。

注釈の方法は各条について懇切で細緻を極めているが、その一々を述べる余裕はないので、栗田博士の考証に比較して、いかにそれを凌駕しているかの若干の例を示そう。

左京皇別下の輕^{かろ}我^{わが}孫^{みま}については本文の文字に疑義がある。栗田博士は「彦坐命四世孫白髮王之後也、初彦坐命末賜^ミ阿比古姓」と読んだが、これは古写本には「初彦坐分来賜^ミ阿比古姓」とあるのを誤脱があるとして、分来を命末と改めたものである。著者は古写本の文字は妄りに改めるべきではないとして、分来は『古事記』景行天皇の段に諸皇子に国造・和氣・稻置・県主を分け賜うとあるのと同類の語句で「分け来り」、「分ち遣わされて来た」の意味に解すれば、文意は通ずるとする。またその下文に「賜^ミ輕地卅千代」とあるのを、栗田博士は、三千代の誤りか、多いというだけの意味か詳らかでないとするが、著者は『播磨国風土記』鎭磨郡安相里の条に「奉^ミ塩代田廿千代」と

あるから、卅千代は誤りではない。千代は二町歩に当るので、卅千代は六十町歩を意味すると見てよいとする。

大和国神別のあがたのつかひのおびと県使首あがたのつかひのおびとについて、栗田博士は『古事記伝』を引いて県一般の性質を解説するに止まり、氏人も国史に見えないとするが、著者はこの県は神武紀に見える菟田県・猛田県にもづくものとする。そしてその氏人を探索し、県使首利貞、県使首扶実が延長六年三月の文書に見えることを確かめ、これらの人の子孫の所領の地が宇陀郡榛原町檜牧にあったことが、建久九年十月の文書に見えることまでつきとめる。また榛原町赤埴にある仏隆寺所蔵の『仏隆寺記文』の中にも、その寺を県興繼の建立とする所伝や、室生寺も県興繼によって再興されたとする所伝が『室生山縁起』にあることなどを挙げ、宇陀郡檜牧・赤埴・室生一帯にかけて勢力を有した豪族県使首氏の存在を主張する。

右京諸蕃下の上勝について、栗田博士はカミノマサと読み、姓氏録中に見える勝という氏や姓はみなマサと読むべしとする。著者はカミノスグリと読み、古代朝鮮語で村落の首長を意味するスクリの称号が日本に伝わったとする説を正しいとする。同じく不破勝も栗田博士はフハノマサと読むが、著者はフハノスグリと読むべきであり、その祖とする百済国淳武止等は淳武止等と本文を正すのがよい。『日本書紀』持統天皇五年五月条に淳武微子に壬申の年のごよつて位階を賜わった記事があるから、淳武氏一族が日本に居住したことは疑いないとする。

なお勝だけを氏とするもの、氏の下につけて姓とする例は、姓氏録はじめ他の文献に散見するので、それらの実例三十八条を出典名と共に列挙している。

このように古代史上問題を含む氏姓を諸文献から集めて表示している例は、山城国に居住した秦忌寸族の人名八十

六例、越前国の土豪生江氏の人名三十二例、難波吉士が対外交渉に活躍した事例四十四例など数多く、こうした配慮は後の研究者に裨益する所が少なくない。

多くの問題をもつ古典のことであるから、著者の校訂や考証に異論を挿むべき点がないとはいえないが、全体にわたり、よく体裁を統一し、歴大な史料に基づき、綿密周到な考証を行ったこの書の価値は高い。